

雪への備え大丈夫ですか？

雪

による損害に注意!! 北海道版

1

積雪や暴風雪による住まいの損害
(外壁や窓ガラス等)

2

落雪による物の損害
(物置、車庫、自動車、隣家等)

3

落雪によるケガ
(ご自身や通行人等)

雪の重みで建物の屋根が破損することがあります。また、屋根からの落雪により自宅の外壁が破損したり、他人のカラダや物に損害を与える場合があります。本格的な降雪を前に住宅の屋内外の点検を行い、補強や落雪対策を行いましょう。

対策のポイント

住まいの補強・修理!

自宅の屋根(スノーダクト等)・外壁・水道管などを点検して補強や修理を行いましょう。



フェンス等の設置!

落雪による損害が発生する可能性がある場合には、雪止めフェンスや注意看板等の設置を検討しましょう。



こまめな除雪!

降雪期には、こまめに雪下ろし等の除雪作業を行いましょう。



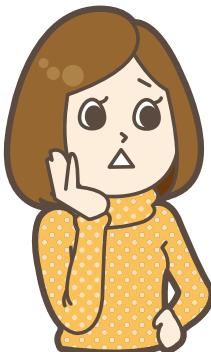
長期不在時には水道凍結事故防止のため、
防止策として有効な『水抜き』をしましょう!



一般社団法人 日本損害保険協会 北海道支部

あいおいニッセイ同和損保 朝日火災 共栄火災 ジェイアイ セコム損害保険 ソニー損保
損保ジャパン日本興亜 東京海上日動 日新火災 富士火災 三井住友海上 (2015年11月現在)

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)



損害保険のこと
相談にのってほしいの…

損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

【受付時間】月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の午前9時15分～午後5時

【電話番号】ナビダイヤル **0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは、そんぽADRセンター北海道 011-351-1031 へおかけください。

※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、直接、損害保険会社またはお取扱いの代理店へお願ひいたします。

損害保険業界は、不正請求対策を行っています

不正請求者が受け取る保険金は、皆様の保険料から支払われます

「火災保険」、「自動車保険」、「海外旅行保険」、「医療保険」等の不正請求者の情報を下記のホットラインで受付けています。

不正な保険金請求を見つけたら

保険金不正請求ホットライン

ふせいいはつうほう

0120-271-824まで

保険金不正請求ホットライン

検索

<http://www.fuseiseikyu-hl.jp/> | 日本損害保険協会



一般社団法人
日本損害保険協会

損害保険ワンポイント講座



豪雪や雪崩などによって自宅の建物に生じた損害を補償する保険はありますか？

豪雪や雪崩などによって自宅の建物に生じた損害は、「火災保険」で補償される場合があります。

なるほど。「火災保険」は火災だけではなく、自然災害にも備えることができるんですね。自宅からの落雪によって他人の物を壊したりケガをさせたりした場合に補償してくれる保険はありますか？



自宅からの落雪によって他人の物を壊したりケガをさせたりした場合には、「個人賠償責任保険」で補償される場合があります。

また、落雪によってご自身がケガをされた場合には「傷害保険」で、ご自身の自動車に損害が生じた場合には契約内容によりますが「車両保険」で補償される場合があります。

なるほど。保険にはいろいろな種類があるのですね。
損害保険会社・代理店によく確認して契約したいと思います。